

市内一斉しば焼きの実施について

日程 令和8年2月1日(日)
午前9時から正午まで

火をつけたら鎮火するまで
その場を絶対に離れないでください

しば焼きは非常に危険です！

火災の発生や死亡事故にも繋がります。

絶対にルールを守りましょう！

〈予備日〉令和8年2月8日(日)

午前9時から正午まで

新規に追加される事項

南那須地区広域行政事務組合火災予防条例等により、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を実施主体者となる方が、那須烏山消防署(神長880番地)あて届出頂くことになりました。

〈問合先〉

那須烏山市役所 農政課 農業振興グループ ☎ 0287-88-7117

注 「しば焼き」とは…本来…

「しば焼き」とは本来、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2により原則禁止されております。統一日を設けて実施することは、あくまでも例外規定であって、実施することを推奨するわけではありません。例外規定とは、農業者が営農上やむを得ず行なう稻わら・芝などを焼却することを指します。原則禁止となる背景には、「健康被害」、「環境汚染」、「火災のリスク」などの観点から、法律などにより規制されておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

○ 実施体制

- ▷ 各地区における実施主体者の指揮監督のもと関係者が協力して実施してください。
- ▷ 必ず数人でグループを編成し、責任者を定めて作業をしてください。
- ▷ 延焼防止のため、消火用具(水バケツ、消火器等)を準備のうえ、風向き等に考慮し、周辺住民の生活に支障をきたさないよう実施してください。
- ▷ 地元の消防団と連絡を密にして実施してください。

◎ しば焼きを実施する方へ

① 注意事項等を厳守し、責任ある行動により実施してください。

② 午前9時に開始し、正午までに必ず完了してください。

※ 終了15分前には鎮火を確認してください。

③ 上記以外の日時では、絶対に実施しないでください。

④ 火傷等のけが・事故には十分気を付けてください！

⑤ 実施日当日においても、強い風が吹いてきた場合や、火災の発生のおそれがある場合には、しば焼きを中止してください。

⑥ しば焼きの実施範囲は、農地(田畠)の畦畔、農道、あぜ道に限ります。

⑦ 河川敷や堤防でのしば焼きは禁止いたします。

※ 近隣市町では、死亡事故が発生しています。

◎ 近隣住民の方へ

当人は、しば焼きによる煙や灰が住宅や敷地等に飛散することが予想されますので、洗濯物などへの付着等にご注意くださるよう、皆様のご理解とご協力を願います。

● しば焼きを実施してはいけない場所

- ① 市街地や住宅周辺
- ② 家屋やビニールハウスなどの付近、山林、原野の接続地など危険の伴う場所
- ③ 河川敷や堤防
- ④ ガソリンスタンド、空きドラム缶置場など引火物のある周辺
- ⑤ 鉄道沿線・交通量の多い国県道路沿線

● 注意事項

- ① しば焼きは、地域の実施主体者の責任において実施してください。参加者の過失により他人を怪我させてしまった場合や、建造物や工作物等に被害を与えた場合は、費用負担を含め実施主体者で対応していただくことになります。
- ② 強風注意報・異常乾燥注意報・火災警報等の発令中は実施を見送ってください。
- ③ 実施日当日において、強風注意報等が発令された場合には、直ちに消火活動を行ってください。
- ④ 実施にあたっては、地元消防団と十分な協議、連絡を行ってください。
- ⑤ 電柱（特に支線ガード）、標識などについては、予め草を刈り取り延焼が生じないよう注意してください。
- ⑥ 風向き等に考慮し、消火器具を準備のうえ、歩行者や車両の通行、周辺住民に支障をきたさないよう注意してください。
- ⑦ 作業においては十分な監視をつけ、子どもは現場に近づけさせないでください。
- ⑧ 重大な事故に繋がる恐れがあるため、JR鳥山線沿いについては、絶対にしば焼きを行わないでください。
- ⑨ 作業中は、火元から離れないでください。万が一、現場を離れる際には、残り火の無いよう必ず完全に消火してください。
- ⑩ 作業従事者は、服装に十分に気を付けて引火のおそれのないようにしてください。
- ⑪ 日中は炎が見えにくいので、作業中は自分の周りに十分注意してください。

近年、しば焼きの延焼による火災が多発しています。

注意事項が遵守されない事例が確認された場合には、次年度

以降のしば焼きの永久的な中止も視野に入れ調整させていただきます。

近隣市町において、令和2年度の矢板市の統一実施日に1名の死亡事故が発生、令和4年度には、塩谷町、真岡市の統一実施日にそれぞれ1名の死亡事故が発生、本市においても令和5年度に統一日ではありませんが、畦畔焼却中に1名の死亡事故が発生しておりますので、火災のリスクだけではなく、尊い命が奪われる場合がありますので、しば焼きを実施する際には十分注意した上で行なうよう重ねてお願いいたします。

しば焼き延焼による 火災発生被害の概要

年 度	本市の主な被害発生状況
令和元年度	ソフトバンク中継基地局の延焼
令和2年度	しば焼終了後、残り火による延焼発生
令和3年度	コロナ感染拡大のため、しば焼き中止
令和4年度	◆ 水路土留用の竹組が延焼 ◆ 飛び火による小規模の火災が発生
令和5年度	◆ 薪置場の木材延焼 ◆ ビニールハウスの延焼 ◆ 作業小屋の延焼
令和6年度	◆ 橋梁に添架された水道管の破損 ◆ 飛び火による山林火災の発生により、防災ヘリコプターが出動 ※ 強風注意報発令により午前11時中止

**火をつけたら鎮火するまで
その場を絶対に離れないでください**

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めることを目的とした南那須広域の火災予防条例の改正が行なわれ、令和8年1月1日より運用が開始されます。

「林野火災注意報」が発令された場合は、『屋外における火の使用の制限に努めなければならない。』と、また、「林野火災警報」が発令された場合は、『屋外における火の使用の制限に従わなければならない。』とされております。前者には罰則規定はありませんが、後者には罰則規定が適用されることになります。

よって、林野火災防止の観点からしば焼きの実施そのものに規制強化が図られることになります。

仮に、この運用が令和6年度に適用されていた場合には、「林野火災注意報」であれば72日、「林野火災警報」であれば14日発令されていたことになります。